

【諮問（個人）第161号】

28川情個第20号
平成28年9月23日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年11月19日付け27川麻高第846号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年10月19日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、異議申立人の母に係る同年〇月〇日開催の個別支援会議の会議録について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を平成27年〇月〇日に〇〇で開催したネットワークミーティング（個別支援会議）の会議録（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、別紙「不開示部分一覧」に記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）を除き開示することとして、平成27年10月30日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成27年11月4日付けで、全部開示を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第161号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成27年11月4日付け異議申立書、同年12月21日付け及び平成28年9月22日付け意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 第三者が母の治療に関わったのならば、その第三者の氏名と話した内容について、殺人罪の未必の故意を読み取れるので、その立件に必要な資料とするために必要である。殺人罪関連の公訴時効がなくなったので、仮に死後でも証拠疎明が確立されれば、起訴の余地は残されている。
- (2) 異議申立人は、介護を巡るブログ記事を作成しており、著述業を営んでいる都合上、出版物の取材に必要である。
- (3) 関係機関には殺人予備罪及び殺人罪の未必の故意がある。これら刑事告訴の捜査の端緒としての開示請求である。
- (4) 通常の介護施設や医療機関は、介護度を高めに設定して、手厚い介護や看護・医療を求めたがり、医師の治療行為は、刑法第35条（正当業務行為）で免責されるだけの、「暴行・傷害・殺人、詐欺・恐喝・強要犯」、医療施設や介護施設への逮捕監禁ともいえる。

4 実施機関の主張要旨

平成27年12月11日付け処分理由説明書及び平成28年6月10日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第17条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当箇所について異議申立人と母親以外の第三者の氏名又は発言内容が記載されており、特定の

個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。ただし、第三者の情報であっても、異議申立人が知っている情報は開示した。

(2) 条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」該当箇所について

実施機関の支援方針や相談内容に係る問題の解決や改善を図るために欠かせない関係機関との連絡調整を行った内容が記載されており、これらの情報が開示されれば、関係機関との信頼関係を構築・維持することが難しくなり、結果的に相談や連絡行為自体ができなくなるなど業務の根幹を揺るがすことにもつながりかねず、今後の業務遂行を著しく困難にすることから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 条例第17条第3号該当性について

本件不開示部分のうち別表の1(1)の部分(以下「不開示情報1(1)」という。)及び(2)の部分(以下「不開示情報1(2)」という。)について、実施機関は、条例第17条第3号に規定される「本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)」に該当すると主張するので、同号該当性について検討する。

この点、不開示情報1(1)は、開示請求者以外の私人たる第三者の氏名・連絡先及び民間の関係機関の職員・担当者の氏名であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、また、同号ただし書きアからエのいずれにも該当しないと認められる。

また、不開示情報1(2)は、開示請求者以外の第三者(同号ただし書きウに規定される公務員等を除く。)の発言内容であり、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、同号ただし書きアからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上から、不開示情報1(1)及び(2)について、いずれも条例第17条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(2) 条例第17条第6号該当性について

本件不開示部分のうち別表の2の部分(以下「不開示情報2」という。)について、実施機関は、条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」に該当すると主張するので、同号該当性について、検討する。

そもそも高齢者支援業務を適切に実施するためには、支援対象者本人のみならず、同居の親族等の周辺の関係者の状況の把握やきめ細やかな対応が不可欠である。また、支援記録には、支援対象者本人についてのみならず、同居の親族などの支援対象者周辺の関係者についても、関係事実や関係者に関する評価・診断、相談内容等を基礎に対応策を詳細に検討し、それらを記載する必要があるところ、支援対象者にとって適切な福祉を実現するためには、それらが、必ずしも支援対象者や関係者

の意に沿わない内容となることもあり得る。

また、適切な高齢者支援業務を実施するためには、各関係機関との連絡調整も不可欠である。この点、高齢者の支援業務においては、個人の生活全般に関して多岐にわたる課題を克服することが求められるが、ケースによっては、実施機関単独の努力をもってしてはなしえず、他機関との連携が、当該課題を克服する必要不可欠な要素となることがある。この場合、関係機関との適切な連絡調整が欠けると、支援業務に歪みが生じ、例えば、適切な医療ケアを提供できないままに支援対象者の病状の進行を抑制できず時間を経過させてしまったり、支援対象者を、生命に関わるような重大事故が起き得る危険な環境に置いたまま時間が経過してしまうといった事態が惹起され得る。

そして、支援記録上の情報が開示され秘密保持が難しくなれば、意に沿わない記載をされたと感じた関係者との信頼関係が破たんするなどの事態が生じ、またそのことを恐れ、情報の共有や記録をすることにつき深刻な萎縮効果がもたらされる。そのため、支援対象者の福祉の観点から適切に具体的な方策を検討し記録することが躊躇されるようになるおそれがあるうえ、関係機関との信頼関係を構築・維持することが難しくなり、結果的に関係機関との情報の共有や支援方針の検討、さらには関係機関との連絡行為自体ができなくなるなど、実施機関における高齢者支援業務の遂行を著しく困難にし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このことは、支援対象者本人の死亡に伴い、当該支援業務が終了した後においても、関係者に記録が開示され、秘密保持ができなくなるとすれば、現に進行中のケース記録に正確な情報を記載することが躊躇されることになるし、各関係機関からも情報が寄せられなくなり、各関係機関との連絡調整や連携が妨げられ、今後同種の事案において、適切な支援をすることが困難になるおそれがあることは変わらない。

不開示情報2は、異議申立人への対応等の事業手法を記載したものであり、支援対象者である異議申立人の母の当時の置かれた状況からすれば、連絡や検討、記録記載の必要性が高く認められるものである。しかし、不開示情報2を開示することで、実施機関が適切に高齢者支援業務を為すことが著しく困難になるおそれが認められるので、不開示情報2を異議申立人に開示しないことは正当である。

したがって、不開示情報2は、今後の適切な高齢者支援業務の遂行を著しく困難にし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、条例第17条第6号に該当するとして、不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 結論

以上から、本件請求に対して一部承諾処分を行った実施機関の判断は妥当である。

以上の理由により、前記 1 に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯 島 奈津子

委員 友 岡 史 仁

委員 中 島 美砂子

委員 三 浦 大 介

不開示部分一覧

(別紙)

分類	不開示部分		不開示情報	条例17条中 該当号数
	ページ	行		
1 (1)	1 枚目	「氏名欄」 1～5 行目	第三者の氏名	3 号
1 (2)	2 枚目	9～10 行目	第三者の発言内容	3 号
2	2 枚目	24 行目、34 行目	高齢者支援業務に係る方針・ 手法	6 号